

## 令和7年度子ども文化芸術体験事業開催業務委託 公募仕様書

### 1. 業務名

令和7年度子ども文化芸術体験事業開催業務委託

### 2. 本業務の目的

本業務は、将来の文化芸術の担い手である子どもたちが、様々な文化芸術に触れ、興味を持つきっかけとなることとともに、文化芸術に関わる人の輪を広げることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4. 業務概要

#### (1) イベントの企画、運営

文化芸術の体験と発表の場を提供するイベントを企画・運営すること。

①開催日時：令和8年3月7日（日） 10：00～15：00

②開催場所：沼津市民文化センター

③対象者：子ども（主に小学生）とその保護者

④地域の文化芸術を担う個人、団体等と連携、協力すること

⑤会場使用料は、委託者負担とする。

#### (2) イベントの周知

周知については、受託者が行うこととするが、必要に応じて委託者も協力する。

#### (3) アンケートの実施

参加者及び関係者にアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの内容は、委託者と協議の上、決定すること。

#### (4) その他

教育や福祉の充実、産業の活性化、地域の再生など、他分野と連携した内容を可能な限り模索し、実施すること。

### 5. 実施体制

#### (1) 受託者の体制

受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、委託者との連絡調整窓口になること。委託者から報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合など、委託者からの申し入れ事項があった場合は速やかに対応すること。また、業務分担ごと責任者を置くなどして、円滑な業務運営に努めること。

#### (2) 統括責任者

統括責任者は、本業務受託後、本業務に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本業務全体を適切に統括すること。

## 6. 成果品

### (1) 成果品

- ①委託業務完了届（市指定様式）
- ②イベント開催報告書
- ③アンケート結果
- ④業務に関して作成した広報物等
- ⑤その他、委託者が必要と認めたもの

※①～⑤は、イベントの内容、記録写真も添えて書面及びデータで、業務完了後、すみやかに提出すること

なお、本業務により得られたデータ及び成果品は、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

## 7. 支払い

受託者は、当該業務に係る業務計画を委託者に提出した後、委託者の承認をもって、委託料の前払い請求ができる。

ただし、前払金の額は、委託料の金額に10分の3を乗じた額（万位未満端数切り捨て）とする。残りの金額は、完了払いとする。

なお、前払い、完了払いともに、受託者からの適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 8. その他

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、委託者と十分に協議を行いながら業務を進めること。

(2) 受託者は、著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者と参加者及び参加団体等の関係者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

(5) 本業務実施によって、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者は、契約締結後、必要に応じて本業務に関わる損害保険等に加入すること。（イベント参加者やスタッフ等に対するケガ等に対する補償も含む）。

(6) 本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者と委託者とで協議して定める。

(7) イベント終了後は速やかに会場設備を撤収し、原状回復を行うこと。なお、計画段階で当日中に撤収が終了しないことが予期された場合、速やかに委託者と調整を図ること。